



島根県報

平成23年11月15日（火）

第2,342号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任（2件）	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任（2件）	（ " ）	2
地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	4
地域森林計画の変更	（ " ）	4
解除予定保安林（2件）	（ " ）	5
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	5
大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づく意見の概要	（ " ）	6

【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	7
---------	-------------	---

告 示

島根県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

松江市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

今岡 幸男 出雲市斐川町富村835

2 就任年月日

平成23年10月26日

島根県告示第739号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

益田市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

岡崎 正照 益田市川登町1210番地1

2 就任年月日

平成23年10月28日

島根県告示第740号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

出雲市布崎土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

田中 康義 出雲市園町1442番地

周藤 真一 出雲市園町1240番地

坂本 幸雄 出雲市園町1329番地

勝田 好一 出雲市園町151番地

坂本 浩二 出雲市園町1529番地1

橋本 裕治 出雲市園町918番地 1
坂本 康治 出雲市園町1300番地 3

監事

長崎 俊明 出雲市園町175番地 5
坂本 慎司 出雲市園町1430番地

2 就任年月日

平成23年4月1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

田中 康義 出雲市園町1442番地
飯塚 晃 出雲市園町149番地
橋本 忍 出雲市園町1191番地 1
坂本 勝 出雲市園町1302番地
坂本 修 出雲市園町1416番地
坂本 博 出雲市園町1289番地
長崎 静孝 出雲市園町1620番地

監事

遠藤 久巧 出雲市園町1328番地
角 敦志 出雲市園町229番地

島根県告示第741号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

山崎 英樹 飯南町小田253番地
塚原 勉 飯南町獅子271番地
景山登美男 飯南町頓原1486番地15
大庭 茂 飯南町都加賀439番地
那須 悦夫 飯南町八神945番地
瀧 宏明 飯南町佐見431番地
柳生 哲夫 飯南町頓原1032番地
森 秀則 飯南町長谷533番地
水間 健二 飯南町頓原1933番地
戸谷 和正 飯南町長谷90番地
藤原 栄彰 飯南町花栗252番地
立脇 清司 飯南町角井250番地
深石 賢一 飯南町頓原356番地 1

監事

長島 賢二 飯南町佐見462番地

吉岡 達雄 飯南町頓原2208番地

2 就任年月日

平成22年11月17日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山碓 英樹 飯南町小田253番地

塚原 勉 飯南町獅子271番地

景山登美男 飯南町頓原1486番地15

藤原 明人 飯南町都加賀246番地 1

川上 雅敏 飯南町八神1300番地

田部 久夫 飯南町佐見538番地

柳生 哲夫 飯南町頓原1032番地

三原 重人 飯南町長谷746番地

木村 勉 飯南町頓原1735番地

三島 義文 飯南町佐見132番地 3

安部 徳則 飯南町花栗396番地 1

那須 邦男 飯南町角井431番地

那須 久三 飯南町頓原131番地

監事

長島 賢二 飯南町佐見462番地

鹿田 富祐 飯南町ハ神559番地 1

島根県告示第742号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

森林計画区の名称	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
隠岐森林計画区（海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林局	自 平成23年11月15日 至 平成23年12月8日

島根県告示第743号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

平成23年11月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
斐伊川森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林振興センター、東部農林振興センター雲南事務所、東部農林振興センター出雲事務所	自 平成23年11月15日 至 平成23年12月8日
江の川下流森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター、西部農林振興センター県央事務所	自 平成23年11月15日 至 平成23年12月8日
高津川森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林振興センター益田事務所	自 平成23年11月15日 至 平成23年12月8日

島根県告示第744号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市長見町1028-13、1028-16、1028-18、1028-19、1029-14から1029-16まで、1029-21から1029-25まで

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

島根県告示第745号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 解除予定保安林の所在場所

浜田市長見町1029-20、1029-26

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

指定理由の消滅

島根県告示第746号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年11月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

今井書店グループセンター店 松江市田和山町88番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 松江市乃木福富町100

(変更後) 松江市田和山町88番地外

イ 大規模小売店を設置する者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社松江今井書店 代表取締役 今井 直樹 島根県松江市殿町63番地

(変更後) 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社松江今井書店 代表取締役 今井 直樹 島根県松江市殿町63番地

(変更後) 株式会社今井書店 代表取締役 田江 泰彦 島根県松江市殿町63番地

(4) 変更の年月日

ア 平成15年7月11日

イ及びウ 平成18年12月1日

2 届出年月日

平成23年10月28日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部産業振興課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第747号

平成23年島根県告示第529号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定により、その概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) テックランド益田店 島根県益田市高津町七丁目イ1128番48外

2 意見を述べる者の氏名及び住所

高津連合自治会 会長 寺戸 真史 島根県益田市高津二丁目5番2号

3 意見の概要

(1) 意見の内容

(仮称) テックランド益田店の益田道路191号線交差点から萩方向に約50メートル地点の出入口は閉鎖して頂きたい。

(2) 意見を述べる理由

(仮称) テックランド益田店が進出される地域は益田市の中心的商業地域で、その中心幹線となっているのが191号線です。このたび益田道路の開通を期に、県内外を問わず191号線からの益田道路の利用が増え、時間帯を問わず益田道路と191号線交差点から萩方向に100～300メートルの交通渋滞が頻繁にあります。

このような状況下の中、出店計画概要の図面からは益田道路と191号線交差点付近を検討されており、かつ、その出入口の一カ所を交差点から約50メートル付近に予定されています。また、その該当出入口は交差点進入の3車線変更の中にあり交通事故や更なる交通渋滞が懸念され、地元自治会としては大きな不安を感じています。

① 萩方面から(仮称) テックランド益田店への進入には、歩道上の安全確保しながらの左折が必要で、そのための減速による交通渋滞。

② (仮称) テックランド益田店からの益田方面への左折は、3車線の変更区間内であり、益田道路の津和野方面への進入となると萩方面からの車を全面的に止める必要があり交通渋滞、交通事故を招く可能性。

以上の理由を申し上げます。

4 縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター (島根県益田市常盤町1番1号)

5 縦覧期間

告示の日から1月間

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年11月15日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 作業種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

2 作業期間

平成23年9月27日から平成24年3月16日まで

3 作業地域

益田市の一部